

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月18日
【会社名】	第一化成株式会社
【英訳名】	Daiichi Kasei Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中野 淳文
【本店の所在の場所】	東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア6階
【電話番号】	042(644)6515(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 三浦 宏平
【最寄りの連絡場所】	東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア6階
【電話番号】	042(644)6516
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 三浦 宏平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年7月18日開催の当社取締役会において、平成29年9月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社の連結子会社である株式会社ディー・エス・シーを消滅会社として吸収合併することを決議し、同日付にて合併契約を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

吸収合併の決定に関する事項

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- (ア)商号 株式会社ディー・エス・シー
(イ)本店の所在地 東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア6階
(ウ)代表者の氏名 代表取締役社長 中野 淳文
(エ)資本金の額 20,000千円
(オ)純資産の額 332,942千円(平成29年3月31日現在)
(カ)総資産の額 2,259,796千円(平成29年3月31日現在)
(キ)事業の内容 投資事業及び付帯する一切の事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：千円)

事業年度	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	146,990	224,681	218,100
営業利益	145,406	222,957	216,423
経常利益	149,368	232,569	214,015
純利益	94,872	142,827	132,124

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

- (ア)大株主の名称 第一化成株式会社
(イ)発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

- (ア)資本関係 当社(提出会社)は株式会社ディー・エス・シーの発行済株式を100%保有しております。
(イ)人的関係 当社役員が一部兼務しております。
(ウ)取引関係 当社は株式会社ディー・エス・シーより経営指導料を受領しております。また株式会社ディー・エス・シーは、当社の借入について一部保証を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

株式会社ディー・エス・シーは、当社の100%子会社であります。業務の効率的な運営を図り収益構造の強化を目的として、当社を存続会社とし同社を吸収合併することとしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社ディー・エス・シーは解散します。

本合併は、当社においては会社法第796条第2項に基づく簡易合併であり、株式会社ディー・エス・シーにおいては会社法第784条第1項に基づく略式合併であるため、いずれも合併契約につき株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

株式会社ディー・エス・シーは、当社の100%子会社であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払はありません。

その他の吸収合併契約の内容

当社及び株式会社ディー・エス・シーが平成29年7月18日に締結した合併契約の内容は、添付の「吸収合併契約書(写)」のとおりです。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(ア) 商号	第一化成株式会社
(イ) 本店の所在地	東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア6階
(ウ) 代表者の氏名	代表取締役社長 中野 淳文
(エ) 資本金の額	1,386,750千円
(オ) 純資産の額	現時点では確定していません。
(カ) 総資産の額	現時点では確定していません。
(キ) 事業の内容	合成樹脂加工製品の製造ならびに販売その他これらに関連する事業

以 上

(添付資料)

吸収合併契約(写)

第一化成株式会社(東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア6階)(以下、「甲」という。)
と、株式会社ディー・エス・シ(東京都八王子市明神町三丁目20番6号八王子ファーストスクエア6階)(以下、「乙」という。)
とは、次のとおり吸収合併契約(以下、本契約という。)を締結する。

第1条(合併の方法)

甲および乙は合併(以下、「本合併」という。)して、甲は存続し、乙は解散する。

第2条(合併に際して交付する株式の数および割当に関する事項)

甲は、乙の全株式を所有しているため、本合併に際して乙の株主に対して乙の株式に代わる金銭等を交付しない。

第3条(甲の資本金および準備金等の額に関する事項)

甲は、本合併に際して、資本金、資本準備金および利益準備金の額を増加させない。

第4条(合併承認総会等)

甲は会社法第796条第2項の規定により本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

乙は会社法第784条第1項の規定により本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第5条(吸収合併の効力発生日)

本合併の効力発生日は平成29年9月1日とする。ただし、甲と乙は合意によりこれを変更することができる。

第6条(会社財産の引継)

乙は、平成29年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を本合併の効力発生日において甲に引継ぐ。

第7条(会社財産の管理等)

甲および乙は、本契約締結後、本合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

第8条(従業員の処遇)

甲は、本合併の効力発生日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲乙協議のうえこれを定める。

第9条(合併条件の変更および本契約の解除)

本契約締結の日から本合併の効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併の条件を変更または本契約を解除することができる。

第10条(本契約の効力)

本契約は、甲が会社法第796条第3項の定めにより甲の株主総会において本契約の承認を要することとなったにも拘らず本合併の効力発生日までに当該承認を得られなかったとき、法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき、または前条の定めに従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第11条(本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨にしたがい、甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年7月18日

甲 東京都八王子市明神町三丁目20番6号
八王子ファーストスクエア6階
第一化成株式会社
代表取締役社長 中野 淳文

乙 東京都八王子市明神町三丁目20番6号
八王子ファーストスクエア6階
株式会社ディー・エス・シ
代表取締役社長 中野 淳文